

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2017-10

.....

ハイライト：

デザイン创作者の権利保護強化へ	1
特許訴訟278件のうち上告審査が覆った事件は10件	2
グリアタミンとグリアティリン似ているだろうか…似た商標も特許侵害？	3
韓国の半導体技術「ハイリスクなインフルエンザ診断キット」市場もつかむ	5
VRヘッドセットで文字メッセージOK, 900億ウォンの価値ある技術を国内開発	6
LG化学、米EVバスにバッテリー供給…グローバルな歩幅広げる	6



特許制度

デザイン创作者の権利保護強化へ

-改正デザイン保護法9月22日から施行-

特許庁はデザインが刊行物やインターネット等を通じて公知となった後に出願できる期間(新規性喪失の例外期間)を大幅に拡大(6ヵ月→12ヵ月)し、海外へのデザイン出願の際に提出する優先権証明書類も書面で提出せずに、電子的に提出できるようにすることを主な内容とするデザイン保護法改正案が9月22日から施行されると発表した。

これまではデザインの创作者が、デザインが公

知となったり公開された事実を見逃がして、新規性喪失の例外期間である6ヵ月を逃がしてしまうケースが多く、中小企業でもデザインを公開した後、市場の反応を見ながら製品を量産するかどうかを決める上で6ヶ月という期間は短か過ぎだという意見がずっと提起されてきた。

〈新規性喪失の例外期間を逃がした事例〉

A社は子供達が好む模様の棒菓子を生産して販売を開始した。この菓子はSNSなどを通じて広まり販売量が急増したが、販売を開始して6ヵ月が過ぎた頃、B社が同じ模様の棒菓子を作って売り出したために販売量が激減した。A社はその時になってようやく当該菓子のデザイン権を確保するためデザイン登録を出願したが、登録は受けることができなかった。なぜならば、デザインが製品として販売された後、新規性喪失の例外主張期間である6ヵ月が経過した後出願されたためだ。

そのため、多くの時間と費用を投資して創作し

たデザインが、公開されてから6ヶ月という短い期間が経過してしまったという理由で権利を認められないケースがなくなるように、デザイン保護法を改正してその期間を先進国レベルの12ヶ月に延長し、主張の時期も、従来は審査官が拒絶理由を通知する時のみ主張できたが、登録されるかどうかが決まるまでは、出願人がいつでも自由に主張できるように許容した。

また、初めて韓国にデザインを出願した後、同じデザインを他の国に出願する場合には、証明書類を必ず書面で提出しなければならないという不便さがあった。しかし、今後は電子的コードのみ記載すれば書面で提出しなくても良いように改正法に根拠規定を設け、現在、米国、中国などの主要国家との間で優先権主張書類の電子的交換に関する協議がなされている。したがって、韓国に先に出願した後、これを基礎にしてさらに海外に出願する場合、別途の証明書類を提出する必要がないため権利確保の時間が短縮され、代理人の費用も削減されて、海外への出願がいつそう容易になるものとみられる。

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「今回のデザイン保護法の施行により、創作者の権利確保が容易となり、外国への出願手続きも簡単になることが予想される」と言及しながら、「今後もデザイン創作者の権利保護や拡大に向けて、様々な政策を開拓していく計画だ」と述べた。



特許判例

大法院2017. 8. 29. 宣告2014HU2696

登録無効(特)

[判示事項]

通常の技術者が比較対象発明1-1の化合物のうちRA7を直接認識できるという点で、本事件第2項の訂正発明の新規性が否定され得ることは別論として、本事件第2項の訂正発明の経皮投与効果は、通常の

技術者が予測できない異質の効果とみて進歩性が否定されないと判断した事例。

[判決の要旨]

先行又は公知の発明に構成要素が上位概念で記載されており、上記の上位概念に含まれる下位概念のみを構成要素中の全部又は一部とする選択発明の進歩性が否定されないためには、選択発明に含まれる下位概念の全てが先行発明が有する効果と質的に異なる効果を有していたり、質的な差異がなくても量的に顕著な差異がなければならない(大法院2014. 5. 16. 宣告2012HU3664判決など参照)。選択発明に幾つかの効果がある場合に先行発明に比べて異質であったり、量的に顕著な効果を有するためには、選択発明の全ての種類の効果ではなく、そのうち一部でも先行発明に比べてかかる効果を有することが認められれば充分である(大法院2012. 8. 23. 宣告2010HU3424判決など参照)。

紛争

特許訴訟278件のうち上告審査が

覆った事件は10件

昨年、特許訴訟の上告審で、結果が逆転した事件の割合は3.6%であることが分かった。

9月21日に大法院が発刊した「2017司法年鑑」によると、大法院が判断した278件の事件のうち特許法院に破棄差戻した事件は10件となった。

却下の命令が下された事件は1件で、239件は上告棄却した。集計によると、原審判決を破棄して大法院が直接裁判した事件は6件だった。

昨年、特許法院が処理した事件は計893件であることが分かった。このうちの210件が原告勝訴、15件が原告の一部勝訴と判決された。55.2%に当たる493件は、原告敗訴の判決がされた。

特許法院が最も多く扱った事件は特許事件で、全体の991件のうち617件を占めた。次に商標268件、デザイン74件、実用新案28件の順だった。

特許法院では事件の大半を約1年の間審理してきたことが分かった。全体の事件のうち9件は2年越しで審理してきた。上告審では大部分が3~4ヵ月以内に判決が下された。

グリアタミンとグリアティリン、似ているだろうか…似た商標も特許侵害？

「グリアタミン」と「グリアティリン」。似ているようで違った名前だ。製薬会社の間で類似商標の名称によって特許を侵害した、(いや)しなかったという法的攻防が繰り広げられている。製薬業界では、オリジナルの医薬品とジェネリック医薬品の名称が似ているケースが多く、今回の判決に製薬業界の関心が集まっている。

大熊バイオは最近、自社の認知改善治療剤「グリアタミン」がイタルファルマコ社の「グリアティリン」とでは商品や外観、呼称などの類似性がないとした。

これは特許法院がグリアタミンの商標無効の訴訟で、グリアタミンがグリアティリンの特許を侵害したと判決したことによるものだ。大熊バイオは、直ちに上告の考えを明らかにした。

イタルファルマコが開発したグリアティリンは、もともと大熊製薬が韓国内で独占販売をしてきた製品だ。しかし、2016年に著作権が鍾根堂に移り、大熊製薬では系列社の大熊バイオを通してジェネリック製品のグリアタミンを発売した。

大熊バイオ側は「『グリアタミン』と『グリアティリン』の『グリア (GLIA)』は神経細胞を称する医学用語で識別力の判断対象ではない」とし、「結局、今回の訴訟で識別力の判断対象は『タミン』と『ティリン』の部分であり、これは、誰でも容易に区別することができる」と説明した。

大熊バイオは、類似した商標事件の判例として「モティリトン」と「モティリウム」の例を挙げた。この事件で、裁判部は「MOTILI」部分が「MOTILITY」または「MOTILE」から派生した単語であることを難なく認識して、裁判部では「MOTILI」は「胃腸管の運動を促進する医薬品」という意味で薬物の性質や効能を表すので識別力がないため、両商標には類似性がない

と判決したというもの。

同社は、製品の識別力判断の主体を見ても、商標混同の可能性はないと述べた。また、「両薬品は医師の処方に従って薬剤師によって調剤される専門薬であって、主な需要者である医師、薬剤師は、医薬分野の教育を受けた専門家として二種の薬品の違いを容易に区別することができる」とし、「今回の判決では、一般人まで商標の類似性判断の対象に拡大解釈したという誤りがある」と主張した。

両商標に対する特許侵害の最終決定は、大法院に委ねられた。

一方、今回の判決で製薬業界の関心が高い訳は、通常、オリジナル製品の特許が満了した後に出てくるジェネリック製品の大半が、オリジナル製品を連想させる商標名を使うケースが多いためだ。

実際、今年8月の特許満了でジェネリック製品が大量に発売されたロシュ社のインフルエンザ治療剤「タミフル」のジェネリックなどでは、製品名に「タミ」または「フル」を用いた製品が大半だ。ジェネリックメーカーは風邪を意味する「フル」とタミフル薬の成分である「オセルタミビルリン酸塩」から取った「タミ」という名称を用いたことには問題がないという立場だ。

しかし製薬会社では、今回のグリアタミンの最終判決で大熊の敗訴が決まった場合、他のジェネリック商標の名称にも影響が及ぶのではないかと注視している。

製薬業界の関係者は「これまで、オリジナル製品の特許が満了になると、オリジナルの製品が連想される似た名前のジェネリック製品が多かったのは事実」としながら、「もし類似した名称も特許を侵害するという決定となったなら、ジェネリックメーカーでは商標名を決める上で悩むことになるだろう」と語った。

出願動向

住宅リモデリングの特許出願急増 特許庁、リモデリング事業の活性化は 持続する見込み

居住環境を改善し、既存の住宅寿命を延ばすためのリモデリング事業が、最近の10年間で大幅に活性化されていることが分かった。

最近、特許庁が出した住宅リモデリングの特許出願動向資料によると、過去1997年から2006年までの10年間は14件に過ぎなかった出願件数が、2007年から2016年までの最近の10年間で90件へと急上昇している。

これは再建築・再開発の場合、既存の住宅の撤去後に新しい住宅が供給されるまでの間、居住する賃貸物件が必要で住宅を建てるのに数年かかるなど、新規住宅の建築に多角的な問題があり、そのため既存の住宅の寿命を延ばすためにリモデリングの需要が増えたからだ。

出願人別の集計では1997年から2006年までは個人が50%、企業が42.9%、研究院が7.1%であったが、最近の10年間では企業50%、個人23.3%、大学21.1%、研究院が5.6%で、調査によると企業がリモデリング市場で旺盛な研究開発活動を行っていることが分かった。

また、技術ごとの出願割合では、以前の10年では骨組み(42.9%)、内装(28.6%)、外装(21.4%)、リモデリング計画・維持管理(7.1%)の順だったが、最近の10年では外装(40.0%)、骨組み(31.1%)、内装(13.3%)、リモデリング計画・維持管理(6.7%)、衛生設備(6.7%)、屋根・屋上(2.2%)の順になっている。

特に、以前の10年間はリモデリング計画・維持管理関連の特許出願及び骨組み関連の特許出願が各1件、6件にとどまっていたが、最近の10年間は各6件、28件が出願されている。

これはリモデリング導入の初期には、主に内外装材など比較的容易な技術分野で個人による特許が出願されたが、リモデリングが本格化してから、企業を中心とした高難度のリモデリング計画・維持管理分野及び骨組み関連の特許が出願されたためだ。

特許庁は韓国の住宅リモデリング市場について、2000～2015年までが建替え・再開発中心の時期だったとすれば、2025年以降は住宅のリモデリングが住宅建設市場の35%以上を占め、今後、急激な活性化が期待されるものとの展望だ。

特許庁のチョ・ソン Chol 住居基盤審査課長は、「リモデリングは賃貸難の解決策になるだけでなく、建設資源の浪費を防ぎ、国家競争力の向上にも役立つ」とし、「政府の積極的な支援とともにリモデリング市場の急成長の展望に伴い、産業界でのオーダーメイド型の技術開発戦略と特許出願が必要な時点」だと助言した。

ジェネリックメーカー「審判院、オリジナル特許保護の傾向強まる」

医薬品の無効審判などが急増し、特許審判院も特許権者と特許を保護する傾向が高まっているという指摘が出ている。

無効審判に関して、最近の特許審判院の判断傾向を見ると、オリジナル医薬品の技術的手段及び効果が通常の技術者にとって非常に容易に見えるにもかかわらず「発明の動機」が先行文献に記載されていないという理由でオリジナル医薬品の進歩性を認めるといふものだ。

例えば、最近、リナグリプチン組成物に対する特許審判院の審決がジェネリックメーカーの立場では予測できない結果だったという指摘だ。

特許審判院は、去る3月にジェネリックメーカーらが提起したリナグリプチン組成物の特許無効審判で棄却審決を下した。

韓国のA製薬会社の特許チーム関係者は、「一般の製剤研究者なら誰でも容易に導出できる技術内容について、先行文献に『動機』が開示されていないとい

う理由で、特許発明の進歩性を認めるのであれば、誰にでも発明できる技術的手段について独占権を認めてしまうもの」だと指摘した。

同氏は「特にオリジナルメーカーの立場では、このような特許審判院の立場の変化を歓迎するかもしれないが、相対的にジェネリックの市場が大きい韓国の現状に合わない、余りにも親特許的な判断」だと強調した。

これは、発明の動機を重視した特許審判院の審決が、特許法院によって再び取り消される状況を考慮して上級法院と特許審判院の判断方法を一致させ、ジェネリックメーカーが予測し易いようにしなければならないというもの。

また、消極的権利範囲確認審判に関しては、一部の審判部が特許挑戦者が開発する「確認対象発明」について、即ちジェネリックを開発するという事実を立証する資料について過度に詳しい資料を要求しているという指摘だ。

B製薬会社の特許チーム関係者は、特許審判院が「賦形剤は何であるか、製剤を完成した後許可申請するのかなどをとても具体的に要求してきている」としながら、「我社だけの営業秘密もあって、それで出願しなければならないものもあるのに、特許審判院はこれら全てを出さなければ非侵害の如何について判断しないという傾向」だと語った。

これは、許可特許連携制度の導入による審判請求の乱用を防止するための審判院の苦肉の策であるとみられる。

彼は「製薬会社の立場では、コスト的な面を考慮して製品開発の計画を立てた後、特許審判の結果を確認してから具体的な開発に入る場合もあるということ」を考慮すると、審判中にすぐに『実施していること』を立証する書類を提出せよというのは、製薬現場の実務を全く配慮していないもの」だと皮肉った。

同関係者は「このような特許審判院の態度が続くならば、製薬会社の立場では、消極的権利範囲確認審判より一般法院の侵害差止請求権不存在確認の訴などを利用した方がまだましかもしれない」と語った。

電子・半導体

韓国の半導体技術、「ハイリスクなインフルエンザ診断キット」市場もつかむ

IMヘルスケアは、ナノ網のFET素子を用いた診断キット商用化まであと一歩に迫った。

ハイリスクなインフルエンザを1分以内に検査できる検査キットが、韓国内の産学協力を通して開発された。電界効果トランジスタ (FET) の半導体センサを用いて、グローバルメーカーよりも測定時間は10分の1に短縮され、測定精度は100倍に引き上げられた。

IMヘルスケアでは、インフルエンザの診断ストラップ(センサ)、診断機器、抗体で構成されたPOCT (Point of Care Testing) 診断キットを開発したことを明らかにした。広く使用されている診断機器である側方流動式免疫センサ(LFA)、血糖値測定器ストリップ、ナノ網のFET技術を融合してインフルエンザA・Bの感染症が診断できる。

これまで、ハイリスクなインフルエンザを診断するためには、患者の首(鼻咽頭)から試料(サンプル)を採取した後、ストラップに漬けて約20分待たなければならなかった。この場合でも、きちんと測定されない場合が多いため、正確な診断をするのには苦労した。

同社が開発した製品は、唾液を使うので試料を採取する上で負担がない。センサの精度を推定する指標である1ml当たりの測定限界 (LOD) は101.3pgで、既存製品 (10ng/ml) より100倍高く、既存製品で判別できなかった「リスク領域」まで測定できるため、短時間で正確な数値を得られる。ストラップの半導体センサの表面には特定物質をコーティングする技術を用いるが、ストラップの表面に抗体がたくさんつくので測定精度が高くなる。

さらに抗体効率も高めた。実際のテストの結果、「インフルエンザA」は抗体価(抗体の効率を測定す

る指標、高いほど効率が低い)が0.5以上で、従来の抗体より107倍高いものだと会社側では説明している。

また、他社で開発した抗体が診断キットと互換できるようにして活用性を高めた。

このような技術開発が可能だった理由は、多様な分野の研究陣の共同研究のおかげだ。科学技術情報通信部「ナノ融合2020」の支援を受けて、IMヘルスケアでは診断キットの開発や商用化戦略を担当し、慶尚大学農化学食品工学科のシム・ウォンボ教授が抗体を開発した。また、延世大学で表面処理技術の開発を担当し、ポステック(浦項工科大学)は半導体の設計を支援した。

IMヘルスケアのイ・サンデ代表は、「シリコン半導体基盤で初めてのバイオセンサ技術であり、韓国の特許登録を終えてPCT国際出願もしている」とし、「2年以内に医学研究倫理審議委員会(IRB)の臨床試験を行い、食品医薬品安全庁の許認可を受けたら商用化できるだろう」と語った。

同社では、体外診断市場の規模は2012年443億ドル(約50兆369億ウォン)から今年6263億ドルに成長したと伝えた。年間成長率は7.63%である。特にFET基盤センサは、免疫化学的診断、血糖自己測定、POCT、分子診断の4つの市場で全て適用でき、2024年には市場全体の78%を占有するだろうと予想している。

**VRヘッドセットで文字メッセージOK…
900億ウォンの価値ある技術を
国内開発**

次世代融合コンテンツ産業協会(NCIA)が最大900億ウォン余りの価値があると評価される次世代仮想現実(VR)標準技術を開発したと伝えた。

今回発表(発売)する次世代VR標準技術は、NCIAが運営する「実感型混合現実技術フォーラム」の会員であるジョイファン社が出願した特許「VR機器でのイベント発生によるメッセージ表示方法及びその装置」(登録特許第10-1687174号)を基盤にして開発された。

当該特許は、ユーザーがスマートフォン基盤のVR

ヘッドセットの使用中に受信した文字メッセージ(インスタントメッセージを含む)を正常に表示してユーザーが確認できる技術である。

現在の技術ではVRヘッドセットの使用時に文字メッセージを受信すると、2つの画面にわたって表示される。そのためユーザーは全体のメッセージを正確に把握しづらい。

今回の特許技術は、左右の画面に受信された文字メッセージを自動的に分けて表示するため、ヘッドセット着用中にもメッセージの内容をきちんと確認できるようにしている。政府指定の技術評価機関における技術価値評価の結果、少なくとも196億ウォン、最大で909億ウォンの価値を有することが分かった。

NCIAは、今回の特許技術を「実感型混合現実技術フォーラム」の標準技術に制定し、韓国情報通信技術協会(TTA)の団体規格としての制定を推進中だと語った。

一方、NCIAと「実感型混合現実技術フォーラム」は、バーチャルリアリティサービスにおいて深刻な問題として取り上げられているユーザーのめまい症状を解決するために、重点的な技術開発を推進している。国際標準化機構であるIEEE P3079(HMD基盤の3Dコンテンツにより生じるはきけの現象を減らす技術)での活動も展開している。

化学・金属・生命工学

**LG化学、米EVバスにバッテリー供給…
グローバルな歩幅広げる**

LG化学が米国のEV(電気)バスにバッテリーを供給するなど、グローバルな歩幅を広げている。

LG化学は2017年9月20日、米国のEVバスメーカーであるプロテラ社のEVバス「キャタリストE2」のバッテリー供給メーカーに選定されたと明らかにした。プロテラは2004年に設立された米国カリフォルニアにあるEVバスメーカーだ。これまで米国20州42都市の大学や交通機関などに400台以上のEVバスを販売し

てきた。LG化学のキム・ヨンソン常務は「プロテラは重要な市場でバッテリーセルを共同開発するための中核パートナー」だとし、「電気輸送部門で増加する世界の需要に応えるために、最先端のバッテリー設計や製造を牽引していくつもり」と説明した。

キャタリストE2は1回の充電で、最大550km(350マイル)の走行が可能なEVバスだ。プロテラ側は「市中で販売されているEVバスのうち最長の走行距離であり、一度の充電で米国内における殆どの公共交通機関の路線を1日中走行することができる」とし、「このバスが燃費を極大化した試験走行では、一回の充電で1100マイル走って世界記録を破った」と付け加えた。

プロテラはカリフォルニアにある工場でLG化学からバッテリーセルの供給を受ける。これをEVバスに搭載するバッテリーパックとして生産する計画だ。両社では、2016年からEVバスなどの大型車両に最適なバッテリーセルとパックを開発する為に協力してきた。LG化学の関係者は「プロテラのEVバスにバッテリーを供給することで、今後、同分野への米国市場進出の為に重要な契機になるだろう」と話した。

LG化学は電気自動車市場で現代・起亜自動車をはじめ、米国のGM・フォード、欧州のオーディ・ルノー・ボルボなどにバッテリーを供給している。研究開発力を基盤にして、一度の充電で320km以上走ることのできるバッテリーを開発した。グローバルな自動

車メーカーとの技術協力を通じて500km以上の走行が可能なバッテリーも数年内に開発する予定だ。EVバスの場合、現代が来年発売する『エレクトシティ』にバッテリー供給することになった。エレクトシティに内蔵される高容量リチウムイオンポリマーバッテリーは、定速走行時に1回の充電(67分)で最大290km走行することができる。30分の短期充電のみでも170kmの走行が可能だ。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.co.kr
Website : <http://haandha.co.kr>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr